

令和4年度（2022年度）第3回  
八王子市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和5年（2023年）1月19日（木）午後1時30分  
開催場所 八王子市役所本庁舎 第3・4委員会室

## 八王子市国民健康保険運営協議会

### 令和4年度第3回会議録

開催日時 令和5年1月19日(木)午後1時30分

開催場所 本庁舎議会棟4階第3・4委員会室

#### 議 題

- (1) 国民健康保険税について(諮問)
- (2) 令和5年度(2023年度)国民健康保険税課税限度額等について
- (3) 傷病手当金等について
- (4) その他

#### 出席委員(14)

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 会 長 ( 9 番) | 岩 田 祐 樹 (公益代表)         |
| 副会長 (10番)  | 石 井 宏 和 (公益代表)         |
| 委 員 ( 1 番) | 宮 田 学 (被保険者代表)         |
| 委 員 ( 2 番) | 中 條 雅 美 (被保険者代表)       |
| 委 員 ( 3 番) | 野 村 みゆき (被保険者代表)       |
| 委 員 ( 4 番) | 増 田 博 一 (被保険者代表)       |
| 委 員 ( 5 番) | 大 井 裕 子 (保険医又は保険薬剤師代表) |
| 委 員 ( 6 番) | 太 田 ルシヤ (保険医又は保険薬剤師代表) |
| 委 員 ( 7 番) | 氷 見 元 治 (保険医又は保険薬剤師代表) |
| 委 員 ( 8 番) | 山 田 弘 志 (保険医又は保険薬剤師代表) |
| 委 員 (11番)  | 小 林 秀 司 (公益代表)         |
| 委 員 (12番)  | 美濃部 弥 生 (公益代表)         |
| 委 員 (13番)  | 佐々木 知 恵 (被用者保険等保険者代表)  |
| 委 員 (14番)  | 鈴 田 朗 (被用者保険等保険者代表)    |

#### 市側出席者

- |           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 市         | 長 | 石 森 孝 志 |
| 健 康 医 療 部 | 長 | 菅 野 匡 彦 |

保 険 年 金 課 長	横 溝	秀 明
成 人 健 診 課 長	田 島	宏 昭
保 険 年 金 課		
庶務担当課長補佐兼主査	溝呂木	容 子
資格課税担当主査	笠 井	達 之
給付担当課長補佐兼主査	三 吉	徳 浩
成 人 健 診 課		
成人健診担当主査	杉 山	光 明
特定保健指導担当主査	小 竹	亜希子

公開・非公開の別 公開

傍聴者の数 2名

配付資料

《事前配付資料》

- ・ 諮問文（案）
- ・ 資料1 国民健康保険税率等について
- ・ 資料2 令和5年度（2023年度）国民健康保険税課税限度額等について
- ・ 資料3 傷病手当金等について
- ・ 参考資料1 1人当たりの一般会計からの決算補填等目的に係る法定外繰入  
(令和2年度速報値)
- ・ 参考資料2 令和4年度 26市国民健康保険税（料）率等の状況
- ・ 参考資料3 国保・協会けんぽ・組合健保の比較
- ・ 参考資料4 令和5年度（2023年度）確定係数に基づく被保険者一人当たり保険料額  
(順位)

《当日配付資料》

- ・ 諮問文（写）
- ・ 令和5年度国民健康保険事業費納付金算定に関する緊急要望（案）

[午後1時30分開会]

## 1. 開会

○横溝保険年金課長 定刻より若干早めではございますが、皆様お集まりいただきましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局を担当しております健康医療部保険年金課長の横溝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の欠席でございますが、太田委員と氷見委員のお二人から、所用のため欠席との御連絡をいただいておりますが、事前に意見表明をいただいております。したがって、全員出席という形で進めさせていただきます。

なお、本日の会議もコロナ禍でございますので、1時間程度で終了できますよう御協力をお願いいたします。

以上で私の進行は、終了させていただきます。では、会長よろしく願いいたします。

○岩田会長 本日は、皆様大変お忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから令和4年度第3回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は、委員全員の御出席をいただいておりますので、この会議は、有効に成立をしております。

それでは、初めに、石森市長から御挨拶をお願いいたします。

○石森市長 皆さん、こんにちは。市長の石森でございます。

本日は、公私とも大変御多用の中、令和4年度第3回国民健康保険運営協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

日頃から皆様方には、国民健康保険事業をはじめ市政の各般にわたりまして格別の御理解、御検討をいただいております。心から感謝を申し上げたいと思います。

平成30年4月から新国保制度がスタートし広域化されまして、都が示す標準保険料率を適用できるよう保険税を改定し、5年が経過してきたところでございます。一般財源からの財政支援措置である赤字解消が全国的に進んでいる中で、本市でも23区に続き赤字解

消を進めてまいりまして、残りあと1年となったところでございます。

昨年11月に開催された第2回の本運営協議会では、都から示された仮算定結果をお示しさせていただきました。本市におきましては、一般会計からの財政支援措置が、令和5年度には終了するように保険税率を改定してきたところであります。しかしながら、1月1日に都から示された令和5年度の本算定の標準保険料率は、令和4年度の本算定の標準保険料率と比べ大幅に上昇しておりまして、被保険者の急激な保険税負担については、被保険者以外の方との負担の公平性を考慮しつつ激変の緩和を要する、そのような状況でございます。つきましては、区分ごとに令和5年度の本算定の標準保険料率を上限とし、令和4年度の本算定の標準保険料率まで引き上げる改正について、このたび諮問をさせていただきたいと思っております。

市といたしましては、今後も安心して医療を受けることができる制度の運営に向け、健康寿命の延伸に資する保健事業、医療費の適正化及び収納率向上の取組をより一層進めるなど、保険者としての責務を果たしていく考えでございます。委員の皆様には、国保制度の趣旨を御理解いただき、ぜひ御賛同の御答申をいただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○岩田会長 石森市長ありがとうございました。

続きまして、諮問文の手交を行います。

(諮問文の手交)

○岩田会長 ここで石森市長は公務のため、退席をさせていただきます。

それでは、本日の配付資料につきまして、事務局から確認をお願いしたいと思います。

事務局、溝呂木さん。

○溝呂木庶務担当主査 本日の配付資料は、机上に本日の次第、諮問文の写し、事前配付資料の資料2、令和5年度(2023年度)国民健康保険課税限度額等については、医療費給付分の限度額63万円が、誤りでございましたので、65万円に訂正したものを新たに配付させていただきました。それから、先ほど配付いたしました令和5年度国民健康保険事業費納付金算定に関する緊急要望については、東京都市国民健康保険協議会から東京都に要望したものでございます。案になっておりますが、案を取った形で提出しておりますので、よろしくお願ひいたします。また、第2回の会議録と「東京の国保」が本日届きましたので、配付しております。

本日配付させていただいたものや事前配付資料等で何か足りないものがございますか。

なければ、よろしくお願いいたします。

## 2. 議題

### (1) 国民健康保険税について（諮問）

○岩田会長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題1、国民健康保険税率等についてであります。

諮問事項ですので、審議方法はお配りをしております会議次第に記載のとおり、まず、事務局からの説明、その後質問、意見、まとめの順に進行させていただきます。

それでは、事務局お願いいたします。

保険年金課長。

○横溝保険年金課長 それでは、私からは、資料の説明をさせていただきます。

去る1月11日に、東京都から本算定の標準保険料率が示されまして、これらに基づきまして今回の本市の保険税改定案を作成いたしました。

本市では、平成30年度から令和5年度にかけて求められる標準保険料率の適用に向け、保険税のシミュレーションを見直しつつ一般会計からの財政支援措置、いわゆる赤字補填分を、この5年間で徐々に減らしてきたところでございます。

それでは、事前に送付いたしました資料1、国民健康保険税率等について説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして2ページの1、令和5年度の保険税率等の改定についてからでございます。

まず、改定の考え方ですが、令和5年度の保険税率等の改定に当たりましては、東京都から示された本算定の標準保険料率を適用しまして、一般会計からの財政支援措置を終了させることとしておりました。しかし、示された標準保険料率は、令和4年度と比べ大幅な上昇が見られ、被保険者の急激な保険税負担について懸念もされたことから、被保険者以外の方との負担の公平性を考慮しながら、かつ激変の緩和が必要と判断をさせていただきました。

そこで、区分ごとの保険税率につきましては、令和4年度本算定の標準保険料率まで引上げといたしますが、令和5年度本算定の標準保険料率を上限とすることといたしました。

続きまして、3ページの2、保険税率等の改定（案）を御覧ください。

この表で（A）が、前回お知らせいたしました令和5年度の仮算定になります。その下段

の(B)が、今回示された本算定になりますが、医療給付費分の所得割など前回よりも上昇しているものが散見されております。右端の計を御覧いただきますと、所得割率で0.03%上昇しておりますが、均等割額では444円のマイナスとなっており、これは、能力に応じた負担の見直しの考え方が関与したものと考えてございます。

続きまして、(C)が、昨年、令和4年度の本算定になりまして、今回はこれを適用することとして(D)の改定案を作成いたしました。しかし、介護納付金分に関しましては、徐々に下降の傾向を見せており、(C)のままですと令和5年度の本算定を上回ってしまいますので、ここでは(B)の税率等を採用しております。

結果といたしまして、令和4年度の保険税と改定案の差額(D)引く(E)になりますが、それぞれ医療給付費分で所得割0.59%、均等割4,300円、後期高齢者支援金分で所得割0.18%、均等割で300円、介護納付金分で所得割0.18%、均等割で1,100円という改定になりました。

ここで、お手元にございます参考資料の1を御覧いただきたいのですが、こちらにつきましては、1人当たりの一般会計からの決算補填等目的に係る法定外繰入れの都道府県別に示したものに、本市の状況を付け足したのようになります。第1回のときにもお示ししておりますけれども、都道府県別の数値は、最新でも令和2年度のものになってございます。吹き出しで令和5年度の予算要求時の本市の7,582円を表示させていただきました。当然特別区なども、同様に下がっているものとは、推測されております。

この表からは、都道府県別に見ますと圧倒的に東京都が多いのが、お分かりになられるかと思えます。先進医療の導入ですとか高齢化などを鑑みますと、必然的な感もありますけれども、さらに25市が多くを占めているということが、右のグラフでも分かると思えます。今後、法定外繰入れ解消に向けた取組を積極的に進めていかないと、道府県に取り残されかねないというような現状でございます。

次に、参考資料の2を御覧いただきたいのですが、こちらは、令和4年度の26市の保険税率の状況を示したものでございます。

令和5年度の状況につきましては、他市も検討している最中でございますので、詳細の状況は今のところ不明な点もありますが、直近の調査では、12前後の市が、改定の予定ということを知っているところでございます。

続きまして、参考資料3を御覧ください。

こちらは、国民健康保険と協会けんぽ、組合健保を比較した表になります。国保につきま

しては、全国の国保と本市の国保を表記させていただいております。

国民皆保険制度の最後の砦と言われる国保の性質上、加入者の平均年齢は、協会けんぽなどと比較いたしますと、本市においても、51.8歳とだいぶ高くなっております。そのため、加入者1人当たりの医療費は、協会けんぽの2倍近くに達してございます。さらに、1番下段の公費負担は、給付費の50%となっており、プラス保険料軽減といった負担も公費によって賄われているものでございます。

このことから、負担の公平性を踏まえた考え方といたしまして、法定外繰入金の解消が、国からも求められているということになるわけでございます。

続きまして、参考資料の4を御覧ください。

こちらは、令和5年度の本算定、確定係数に基づいて被保険者1人当たりの保険料、保険税額を順位で示したものになります。東京都から示されたものですが、所得水準ですとか年齢水準などを見たときに、他自治体と比較いたしますと本市は、49番目になります。

この表で赤い部分が平均ですけれども、左側が平均よりも上、右側が平均よりも下という形で表示してございます。これから分かるところは、広域化による恩恵として本市は、高い保険税を納めている自治体にだいぶ助けられているということが見受けられると思います。

それでは、資料1にお戻りいただきたいと思っております。

4ページをお開きください。

ここでは、本市の保険税率等の推移をグラフにしております。棒グラフの部分が均等割、折れ線グラフの部分が所得割を示しております。黄色が本算定、それから緑色が本市の保険税率になります。今回この令和5年度の赤色の矢印、この部分を激変緩和の部分という形で示させていただいております。

続きまして、5ページを御覧ください。

2、保険税率等のシミュレーションでございます。

(1) 納付金では、令和5年度の予算要求額といたしまして182億5,820万8,000円を見込んでおります。

(2) 保険税収入額では、令和5年度の予算要求額として139億2,856万8,000円を見込んでおります。

続きまして、6ページでございます。

(3) は、保険税率等を平成30年度から表にしてございますけれども、4ページの御覧いただいたグラフの基になる表でございます。



(4) 決算補填目的に係る法定外繰入金でございます。

今回激変を緩和することで令和5年度の法定外繰入金は、8億9,628万6,000円という形になります。

続きまして、7ページでございます。

お示ししている給与収入のモデル世帯の保険税額に色がついている箇所が、7割、5割、2割の国による軽減措置を受けている方々になります。下の表から、所得階層の200万円未満の世帯の約75%が、法定軽減措置を受けているということが考えられます。

同じく8ページになります。

こちらは、公的年金収入のモデル世帯の保険税額をお示ししております。詳しくは後ほど御覧いただければと思います。なお、先ほども触れましたが、色がついているところは、それぞれの法定軽減措置を受けている世帯となっております。

7ページ、8ページとも下段には、所得階層別の世帯数を表記しております。

構成割合といたしまして多いのは、所得ゼロの世帯でございますけれども、これには未申告者が含まれておりますので、未申告者の方々には、引き続き申告を促す通知を随時行っているところでございます。

最後に、9ページでございます。

こちらは、今後のスケジュールでございます。本日、第3回運営協議会にて諮問させていただき、答申を受けた後、それを踏まえたくて令和5年2月の第1回市議会定例会に議案を提出させていただく予定でございます。

以上で資料の説明は終了いたします。

今後、第1回、第2回の運営協議会においてお示しさせていただきました健康寿命延伸に資する保健事業の推進、医療費適正化の推進、それから、徴収事務の充実を進めながら、国民健康保険事業を運営してまいります。

よろしく願いいたします。

以上です。

○岩田会長 事務局の説明は終わりました。

諮問事項、この国民健康保険税について御質問等がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。なお、御発言の際には挙手をしていただき、私からの指名の後でお願いいたします。御意見につきましては、質問の後に御発言をいただきますので、まずは、御質問に限定した発言をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

山田委員。

○山田委員 御説明ありがとうございました。

私から1点お伺いしたいのですが、5ページ目の保険税収入額で、2022年度に税収額が6億円ぐらい上がっているのですが、次のページで決算補填目的、法定外繰入金のほうは、2億減っただけになっているのですが、医療費が増えたという認識でよろしいでしょうか。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 4年度にかけましても、やはり令和2年度にコロナで一時的に医療費が落ち込みました反動というものがあまして、こういった結果になっていると推測されます。

○岩田会長 山田委員。

○山田委員 あともう一点、すみません。

その法定外繰入金が2億円程度減っているんですけども、そちらのほうは、一般会計ではどのように使われたのかお分かりになるでしょうか。

○岩田会長 健康医療部長。

○菅野健康医療部長 何にという目的が特定できるものではありませんが、八王子市の財政でいうと一般会計が大体2,000億円ぐらい。その1割の200億円ぐらいが、いわゆる自由に使えるお金といいますか、それぞれの年の裁量で実施する事業を議会で御判断をいただいております。そういう意味で言うと、この事業に充てたという見方もできますので、今、八王子市が積極的に進めているところと言いますと、最近の施策ですと、例えば学校の給食センターですとか、これからですと、南口集いの拠点整備とか、に充てたということはあるかと思いますが、あくまで国保が一般会計から補填していただいた分を、一般会計で皆さんの市民生活に資する事業に使えるようになったという判断でございます。

○山田委員 ありがとうございます。

○岩田会長 よろしいですか。

○山田委員 はい。

○岩田会長 ほかに御質問ございませんか。増田委員。

○増田委員 発言に先立ちまして、被保険委員の代表の1人といたしまして皆様の御尽力に感謝と敬意を表したいと思っております。ありがとうございます。

まず、技術的なことで、今ちょうど御質問があったものと関連するのですが、納付金以下、

今の法定外繰入金も含めてですけれども、括弧内にこれまでは、決算額の差額というか決算額を載せてその差が分かるような形になっていたのですが、今回から対前年度増減額という形に記載を変えたのは、何でございましょうか。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 この辺りの記載は、決算と比較したものは、今までもこの段階での諮問の際には、載せていないかと。

○岩田会長 増田委員。

○増田委員 前回までいただいている資料では、決算との差額という形で分かるような形ですと11月末まではそういう形でしたので、こういうふうな質問をしますが、令和4年度までの例えば法定外繰入金を見ていきますと、令和5年度に大きな形で差額が発生するということが顕著に分かりますので、そのことを明示する意図があったのではないかとという変な見方ですけれども、思ったわけですので、いかがでしょうか。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 毎年この諮問の際には、このような形で前年度の比較を載せさせていただいております。というのは、決算は今後の状況でございますので、来年度、第1回の運営協議会の時に、決算を受けて数値を並列させているので、委員がおっしゃるような意図があったわけではございません。

○岩田会長 増田委員。

○増田委員 はい、分かりました。

改めて、次の質問に移りたいと思います。

一昨年の令和3年12月27日の会中で、石森市長による東京都福祉局保健局長宛での要望が出され、その要望が、十分聞き届けられてないのではないかと。その後の経緯をお知らせいただきたいというお願いをしたつもりでおります。ちょっと僭越ですけれども、その令和3年12月27日の石森市長名による要望の一部を、ちょっと読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。

○岩田会長 はい。

○増田委員 一部だけ読み上げさせていただきます。「一般会計からの財政支援措置の解消を目指して鋭意取り組んでおり、本取組は、広域化された国民健康保険事業において公平性を確保するために必要な措置であると考えています。

今般、これ令和3年12月のものですが、今般東京都より示された仮係数に基づく

国民健康保険事業費納付金、以下納付金という、の算定結果につきましては、過年度の算定結果を大幅に上回っている状況にあります。現在提示されている東京都による補正案を反映したとしても、納付金の大幅な増額となることが、避けられないと認識しています。さらに、令和4年度の納付金算定において、これまで行われていた決算剰余金の活用がなされないとの見解が、一方的に示されました。

この変更によって著しく高くなる納付金及び標準保険料率に対して被保険者の保険税負担を考慮すると、赤字補填が大幅な増となり、市の財政運営に多大な影響を及ぼすことになり、東京都と本市が築いてきた信頼関係を揺るがすことになるかと憂慮しております。」

以下このような形で、要望といたしましては、剰余金の問題のほかに大きな柱といたしまして、「標準保険料率の適用に向け各自治体の赤字解消に関する取組を推進するため、市町村国民健康保険と補助金の評価指標に法定外繰入れの解消を加えること」、と要望が出されております。

そういった要望を出された。それに基づきながら本市においては、令和5年度には法定外繰入金ゼロになるというシミュレーションスケジュールの下に今まで大きな改定を行ってきたわけです。その辺のことを東京都が踏まえているかどうかということ、前は八王子市、東大和市の評価に関係した形で御質問させていただきましたが、ちょうど今回机上に置いていただきました前回の議事録で横溝課長もそのようなことをおっしゃっていましたので、改めて確認させていただきますと、「東京都に増加の要因を確認いたしましたところ、算定根拠などの詳細は、東京都も明らかにされていないところではあるのですが、医療費の伸び率を計算するものとして、コロナの影響が1番強く出た令和2年度からの伸び率を算出しているようでございます。

昨年、令和2年度はそういった事情で参考にならないと省いて算出したものを、本年度は入れているというところは、理解に苦しむところでございますが、今後先ほども申しましたとおり東京都に対しては、算出の根拠などを詳しく問いただすとともに、標準保険料率の改定を26市の課長会などを通じて、先ほどありましたが、市長会からの申出も予定を組んでございます。当然、区長会、区部のほうも含めて進めていくことになると思うのですが」というお話をされていますけれども、その辺の動きと前回お話しされているこの都に対して算定根拠というのを詳しく問いただすといったことが、どのような形で行われているのかお伺いできればありがたいと思います。

以上です。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 御質問ありがとうございます。

一昨年に八王子市と東大和市だけ東京都の課長に対して要望を行いました。その件に関しての明確な回答というのはございませんでした。

結果として、私どもとしては、本算定として受けた数字そのものが結果だろうということで受け取っております。今回机上のほうに配付させていただきました市長会からの要望案につきましても、これに対しての明確な回答というのはございません。ですので、これに対しても本算定の数字、そういったものが回答だろうということで、こちらは受け取る以外にないかとは思っております。

ただ、それ以外に課長会からも今回、東京都の課長宛てに要望を出しております。内容としては、今おっしゃられた内容に近いものでございますけれども、より事務的に近いもので要望を出しております。それに対しては、東京都の課長名でありますけれども、回答をいただいているところでございます。ただそれに対しても、ここで読み上げるのは、ちょっと内容が分かりづらいのですが、我々が関知する限りは、ちょっとはぐらかされている内容という感じはしないでもないです。

東京都に対して算定根拠を求めておりますが、東京都としては、今まで最終的な算定内容をお示しいただいていますが、毎年度同じフォーマットで、例年どのくらいこのところを見ているか、という詳細の部分は書かれているものの、令和2年度の医療費から見ているという部分については、変わりなく示されており、こちらが期待している以上のものが出てこないということになります。

ただ、私、個人的にはありますが、課長会の席でも直接、東京都の課長に対して意見を述べさせていただいて、東京都の中でも八王子がこうやって赤字解消を進めているということは、十分認識していただいているという回答もいただいておりますし、標準保険料率が上がっていくことに対して皆さんの懸念も分かります、という回答もいただいておりますが、それ以上のことは、私として委員の皆様にお伝えするほど手応えがあるものはないかと感じているところでございます。

○岩田会長 増田委員。

○増田委員 現状は分かりました、ありがとうございます。

○岩田会長 よろしいですか。

○増田委員 はい。

○岩田会長 ほかにございませんか。石井副会長。

○石井副会長 まず、この大幅値上げ案に非常に驚いているところです。私、前回のこの国保運協の場でも、今が普通の状態ではなくて、長引くコロナ禍に加えて異常な物価高も続いています。こういったことも考慮して、ここでの値上げを見送るように求めました。また、その後、市議会でも第4回定例会で、市長に対して同じような趣旨の質問をしました。それに対する市長の回答は、物価高なども考慮して総合的に判断するということでしたので、これほど大幅な値上げ案が出てきたことに、本当に驚いて落胆しているところです。

そこで、この異常な物価高、これまでと違うこういう状況に対して、それぞれの市民生活への影響について、どのように市は、受け止めて総合的に判断して今回のような値上げ案を諮問するに至ったのか、そのあたりをお聞かせください。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 世間では、今、物価高という状況になっておりますけれども、やはり我々としては、国民健康保険以外の健康保険に加入されている方との公平性、こちらを重要視いたしました。その中で東京都から求められている本算定をそのまま賦課することは、逆に国民健康保険の被保険者の方々への負担増があるということで、その2つを考え合わせたくて国民健康保険加入者の方には、激変の緩和ということを考慮したうえで、今回の改定案を示したところでございます。

○岩田会長 石井副会長。

○石井副会長 激変緩和とおっしゃいますけれども、この大幅値上げというのは、激変にほかならないのではないのでしょうか。この資料1の7ページにモデル世帯の保険税額が載っています。これで見ましても、大体全階層というか区分を見ても、9%前後の大幅値上げになっています。そこで、平均で何%の値上げになるのか、お伺いしたいと思います。また、併せてこうした激変に対して東京都の激変緩和措置等の財政支援措置が受けられているかどうか、併せてお答えください。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 平均の改定率につきましては、申し訳ございません、東京都からの数字をいただいたのが遅くなった関係で現在精査中でございますが、こちらのモデルを御覧いただければ、大体8%から9%ぐらいというところが、平均なのかというふうに考えてございます。

それから、東京都の激変緩和措置については、以前のこの運営協議会でもお答えしたとお

り八王子市は、ここ3年、4年ぐらいいは受けてない状況でございます。

○岩田会長 石井副会長。

○石井副会長 分かりました。9%前後ということになりますと、これまで5年間の中に大幅値上げがありましたが、それ以上の最大値上げということになると思います。こうした物価高の下でこういう決定というかこういう案を出してきたことが、非常に残念です。

そこで、先ほど御紹介いただきましたこの東京都市長会と東京都町村会の要望について、ぜひ皆さんと一緒にこの中身を共有したいと思います。先ほど、増田委員も読み上げられましたので、私も少し読み上げさせていただきたいと思います。今お配りされているのは、まだ案の段階でしたが、これが、12月9日付で正式にきちんと要望として提出されています。本当に全多摩の市町村が、この内容、本当にこういう要望をお持ちで、強い要望だということだと思いますので、ぜひ、読み上げさせていただき、皆様と共有させていただきたいと思います。

「令和5年度国民健康保険事業費納付金算定に関する緊急要望について。先般、国より令和5年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる仮係数が通知され、東京都よりその仮係数に基づく保険料等の算定結果が示されたところです。今回東京都より示された保険料算定結果は、令和4年度と比較して8.9%増と大幅に伸びており、その主な要因として1人当たり医療費の増が挙げられています。医療費が増えた要因として被保険者の高齢化及び医療の高度化などの影響があると推察されますが、新型コロナウイルス感染症が全国で拡大している中、経済的な課題を抱える者が多い被保険者の負担として保険料に転嫁することは、避けるべきです。

つきましては、国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるよう、負担を被保険者に転嫁することを防ぐため、国に財政支援を求めていくこと。また、国民健康保険財政の責任主体として東京都独自に必要な財政措置を講じることを強く要望いたします。」

こういう内容で、私も本当に強く共感するところです。これだけの大変な状況でここまで値上げが続いている中で、これ以上に被保険者の負担を増やさないようにということを、東京都の市長会、町村会の全てがこの一致した要求として国と都に求めているわけです。これ以上、つまり、被保険者に負担させないということは、保険税を上げないということを、それを強く求める中身だということになります。

そこで先ほど東京都からの回答については、ないんだと。本算定というのが、その結果ではないかと、こういうお答えでした。これを受けて本算定が出てきたわけですが、やはりそ

れに対して抗議というか、やっぱりもう少し、もう一度この線で強く東京都に対して求めるべきだと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 先ほど皆様にお配りさせていただいた参考資料の1を御覧いただくと、東京都の1人当たりの法定外繰入れ金額の多さが分かると思います。私は、東京都に市長会を通じて色々要望させていただいてきた中では、やはり抜きんでたこの法定外繰入れの額を他の自治体並みにしない限りは、同じ土俵に上がれないのではないかというふうに考えております。

それは東京都側から見ても、更に、国側からしてもそうだというふうに考えておりますので、これを御覧いただくと分かる通り23区は、着実に法定外繰入れを減らしているところなんです。というのは、23区は1か所で保険料を算定しており、それを踏襲して20区は同じ保険料で行っていて、既に目黒区は、赤字を解消しております。

その中で26市だけが赤字を解消できてないというこの状況は、東京都だけの問題ではなくて全国的な問題になってくるのではないかというふうに考えておりますので、やはりそこは、八王子市として他の自治体をリードしている中で、こういった赤字をなくすような形で進められるように、我々がこれからどんどん意見を言っていくべきなのかという考えでございます。

まず、これを減らさないことには、統一保険料ですとか、統一の保険制度ですとか、そういったもののスタートラインに立てないと、私どもは考えているところでございます。

○岩田会長 石井副会長。

○石井副会長 この緊急要望では、被保険者の負担として保険料に転嫁することは、避けるべきだと言っています。それは、市の要望でもあります。それを本気でぜひやっていただきたいと思います。

全国的な状況は確かに様々ありますけれども、この都道府県単位化を決める際に2014年の全国知事会でも、知事会の強い要望として公費負担を増やしてほしいということも求めていました。全国でやはりこういう国保税の負担の重さというのは、皆さん共通の抱えていらっしゃる苦しみということになっていきますので、このまさに緊急要望にあるとおりに東京都や国に対して財政支援、公費負担を増やしていただくように強く求めていただきたいと思います。

それは、当然そうやっていらっしゃるということになりますけれども、本当に力を注ぐと



か本気でそれを求めるということの立場に立って、市としては、国や都には公費負担を求めているわけですから、市の努力で、やはり市の公費でこの被保険者の負担を上げない努力をすべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 国や東京都に対する財政支援については、引き続き強く要望していくということは、間違いございません。

さらに、八王子市が赤字を解消していくことで、他の市がそれに倣って追従していただくことを望んでいるところでございます。

何というんですか、やはり先ほども申し上げたとおりこの赤字の額が何とかならないと、東京都としても手を出しづらいただろうと。国が支援をするにしても、これだけの赤字繰入れに、そのまま国からのお金が入ってきて、補填されてしまうことで、東京都だけが得をしてしまうようなことになりかねない事もありますので、その辺も含めてうまく全国の自治体と公平性を保つというか、不平等が起きないような形で持っていければいいのかというふうに考えてございます。

○岩田会長 石井副会長。

○石井副会長 この緊急要望は、やっぱり被保険者の負担を上げないというところを、ぜひ貫徹して守っていただきたいと思ひますし、そのために市で努力をしていただきたいと思ひます。

先ほど他市の動向について少し御説明いただきまして、先ほどの説明では、大体12前後が改定ということは、つまり値上げの方向のようだというようなことを少し伺いましたけれども、そここのところを最後に少し詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

多摩の26市と比べてみて、同じ市長会要望をしている他の市が、強い要望をしながら、実際に被保険者の負担を上げない努力をしているということになるわけです。先ほどの参考資料2で見ても、多摩の市の状況がよく分かりますけれども、八王子が突出して、今は均等割で1位、所得割で2位と最も高い水準になっていて、全体として見てもこういう状況、値上げをしたところとしていないところの状況もよく分かります。こういう努力を他市もしているということを、やっぱり重く見ていただきたいと思ひます。

それで、ぜひ値上げしないでいただきたいと思ひますけれども、最後にもう一度ちょっと他市の状況などを少し詳しくお伺いできればと思ひます。

それで終わります。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 先ほど申し上げた12市ぐらいですが、市によっては、赤字解消計画ということで2年に1度値上げをすると決めて、それを踏襲されているところが非常に多いです。それは、コロナ禍であってもそうですし、医療費が増大になって本算定で求められる数字がかなり大きくなっても、それを踏襲している自治体が多いです。

私どもとしては、それを踏襲するのではなく、やはり一般財源に係ることでございますので、先ほどの山田委員からの質問ではございませんけれども、一般財源を多く取り込むということは、やはり国民健康保険以外の加入されている保険者の方々との公平性をどんどん欠くことになってしまうということにもなりますので、その辺も含めて各自治体には、我々のほうから訴えていきたいと考えております。

また、自治体によっては、トップダウンで決めているところもあると、伺っております。

以上です。

○岩田会長 石井副会長。

○石井副会長 すみません、一言。

国保加入者とほかの方との負担の公平性ということをよくおっしゃいますが、国と都にはしっかりと公費負担を求めているわけですから、そこがダブルスタンダードとなっていると思います。市の財政の話になるとそういうことを言いますけれども、国や都には公費で求めているわけですから、そこはやっぱり同じ基準で見えていただいて、国保は、ほぼ全員1度は加入するものですから、今加入されていない方も、退職後、年金生活を送られれば、大体国保になるわけです。全市民のものとして、全国民の健康保険として、ぜひそういうダブルスタンダードにしないで、公費負担を求めるのであれば、市でも当然公費負担をやるべきだと強く訴えて終わります。

○岩田会長 ほかに御質問はありませんか。

○菅野健康医療部長 すみません、今のを質問と捉えてお答えをしたいと思います。

○岩田会長 健康医療部長。

○菅野健康医療部長 今、国や都に公費を求めている中で、市のほうでも同様の考えで公費をより投入していくべきというようなお話だったかと思います。そののところにつきましては、国・都が公費を入れたというのは、そもそもが、市町村が一般会計から赤字分を繰入れている状態を解消するために、そういう部分をなくすために、当時全国であった赤字相当額の部分を国・都が補填するから、市町村においては、しっかり赤字を解消するようにとい

う趣旨で入ってきた公費でございます。

したがいまして、国・都の公費で補填しているというのに、さらに市の公費、言わば八王子市民の皆様から集めたお金も当然公費というもので、市として独自にやれば、これは、国・都に国民として納めている中から公費で負担しているうえに、市民として八王子市に入れたものからさらに公費を投入するということになります。いわゆる保険税の補填を、自分の健康保険税も払い、国・都にも払い、市に納めたほうからも入れていただくということで、保険税の二重三重負担になっていると、よく批判を受ける部分でございます。

ですので、私どもは、その責任を課せられたので、現在このようなことをしているということでございます。また、これも同じ議論だと思うのですが、物価高等の異常な状況への対応として国民健康保険の被保険者の方に公費を投入するという考えをしたとき、市税から入れる以上は、今だと国保の加入率は、市民の2割ぐらいですが、残り8割の方も、同じように物価高とかに関して苦しい状況を抱えている。そのときに、さらに、その方々の税金を別の目的で使うというような意味合いのことも出てきてしまいます。

今回、そういう意味で、東京都が示した激変の標準保険料率で行きますと、私どもが出した改定案以上というかその倍近いような引上げだったものを、両者のバランスを取って何とか2桁の改定率にはならないような範囲に、両者に大変申し訳ないお話で、被保険者にも多くの市民にも御負担をおかけしながら、このような激変という状況を緩和、激変をなくすということにはなかなかなくて、それでも、半分程度に抑えたような緩和措置を取らせていただけないでしょうかというのが、今回の内容になります。

すみません、少々長くなりましたが、以上でございます。

○岩田会長 ほかに御質問はございませんか。

本協議会におきましては、令和5年度以降の保険税率この内容について御審議をさせていただいております。この協議会に御参加をいただいております委員の皆様におかれましては、各分野の代表として御参集いただいている方々だと認識をしているところでもありますので、可能な限り皆様からの屈託のない御意見をいただけたらと思いますので、引き続き御質問をお願いしたいと思います。

御発言ございませんでしょうか。

佐々木委員。

○佐々木委員 すみません、ちょっと私の理解が足りてないだけだと思うのですが、6ページの法定外繰入金で平成30年度から、今回の予定ということで令和5年度まで書いてい

ただ聞いていますが、当初の予定としては、令和5年度に関しては、ゼロになるという御予定だったということでしょうか。

○岩田会長 保険年金課長。

○横溝保険年金課長 そのとおりでございます。今回、本来はゼロにするところでございますけれども、激変の緩和措置ということで約9億残すような形となっております。

○岩田会長 よろしいですか。

ほかに御質問はございませんか。

ございませんか、それでは、進行させていただきたいと思います。

次に、諮問事項の国民健康保険税について御意見がございましたら、御発言願います。なお、コロナ禍でございますので、御意見につきましては、お1人様3分程度におまとめをいただいで簡潔に御発言を願いたいと思います。よろしくお願ひします。

鈴田委員。

○鈴田委員 本来であれば地域住民の行政サービスのために使われるべき一般会計からの法定外繰入れは、計画的かつ確実に解消すべきだと考えますので、今回の諮問内容については、賛成したいと思います。

国保には、消費税の財源に加えて後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入、それによって捻出された財源を合わせて全国で3,400億円が、毎年投入されていると認識しています。これら財源を有効に活用しながら保険料の収納率の改善、保険料率の見直しなどを確実に行って計画的に赤字を解消して、財政を健全化すべきと考えます。

他の委員からも御指摘あったように非常に今、物価高で、生活苦で大変な状況。特に被保険者の方々は大変な状況、よく私も分かるのですけれども、私ども被用者保険の組合員も同じような状況で、全国1,380健保の健保組合の平均の保険料率も年々上昇しております。

今回は激変緩和措置ということも、案の中には組み入れていただいでおりますので、被保険者の方には厳しい状況でありますけれども、御理解をいただければと考えます。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

ほかに御発言はございませんでしょうか。よろしいですか。御発言をお1人ずつ、いただきたいと思っているところではありますけれども、野村委員。

○野村委員 都が示す標準保険料率であるとか、毎年多額の繰入金が必要だということを考えますと、やはり保険料の改定というのは、やむを得ないのかとは感じます。

また、その急激な負担を抑えるために緩和措置を取られるとされていますけれども、やはり先ほどからお話が出ているように、このところ年金暮らしをしている者としては、急激な物価高というのは、非常に生活に影響しています。このような経済状態にあつて、やっぱり被保険者に対して今まで以上にこの値上げをするというようなことの説明というのは、市としては、説明責任は大きいかと思うんです。今まで以上に丁寧でしかも分かりやすいそういう説明をしていただきながら、被保険者の理解を求めるようなそういう姿勢で臨んでいただけたらと思っています。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

これは諮問事項でありますので……。

○野村委員 諮問に対しては、やむを得ないかなと。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、今ここでなかなか手も挙がらない状況にもなっておりますので、私のほうから僭越ながら順番に御指名をさせていただきたいと思っておりますので、本諮問内容についてのそれぞれの考えを御表明いただけたらと思います。

それでは、まずは、宮田委員、お願いいたします。

○宮田委員 宮田です。

私も、やむを得ないかと思っております。今後、赤字解消に向けて、やはり所得割を上げていくことも限度があると思うので、課税ベースの拡大ですとかその辺りのこともやはり考えていく必要があるのかと個人的には思っています。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、中條委員、よろしくお願いします。

○中條委員 皆さんの意見を聞いていると、それぞれごもつともだと思っておりますけれども、やっぱり高齢で年金だけで暮らしている方に見れば、もう1,000円上がるだけでも死活問題のような生活をしていると思うのです。ちょうど今いろいろなものが、物価が上がっているときに、おまえもか、という感じで上がるのがかなり厳しいので、八王子市の立場も分かりますけれども、今こういう1番危機的な状況の中に例えば1年でも遅らせていただけるような、計画が先送りになると思いますが、今年はあまりにひどいので、何とか持ちこたえて、もう少し改善したときにまた健全化を図るというようにしていただけるとあり

がたいと思いながら聞いておりました。

どっちか言ったほうがいいですか？

○岩田会長 はい、お願いします。

○中條委員 できれば今年は見送っていただければありがたいと思う。何とか努力して、それでこういう状況で八王子市もこれだけ頑張りました、ということが皆さん納得していただければ、また八王子のイメージアップにもなりますし、先日どこかの不動産ローンの会社が、西八王子がとっても住みやすいまちということで発表がありまして、なぜ西八王子と思いましたが、皆さんの評価の中では、やっぱりコストパフォーマンスがいいということで、八王子はいろいろなことが恵まれている。自然環境とか住みやすいまち、買物も便利で、恵まれている割に物価が安いという。物価は安いし、住宅も安いということでとても人気があるということを言われて、私も長年住んでいる者として、とても誇りに思いました。

それなので、例えば、保険も、八王子はほかのところに比べてとても努力してコストパフォーマンスがいいんだというようなことが、言えるような町であるとうれしいと思うので、もし1年先延ばしとかしていただければ、そこが八王子の誇れるところではないかと思えます。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、野村委員は先ほどお聞きさせていただきましたので、増田委員、よろしく願いします。

○増田委員 令和5年度に法定外繰入れをゼロにするというスケジュールシミュレーションで動いてずっときて、この間保険税率を上げてきているわけです。ということ、石森市長の令和3年度の要望書で言えば、八王子市と都が築いてきた信頼関係を、今回揺るがすような本算定だったというふうに思います。ですので、9億という法定外繰入れが新たに発生して、ほかの保険等の方々に不公正というか御迷惑かける形になるかと思うんですけれども、昨年度は9%、最大の負担率のところでは9.7%だったかと記憶しておりますけれども、それが、本年度も9%近い形での上昇になるというのは、ちょっとこれはあまりにも都は、乱暴過ぎるのではないかと思いますので、私も今年度は、令和5年度は現行を据え置くという形で、さらに都に対して要望していただくという形でお願いしたいと思います。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、大井委員、お願いいたします。

○大井委員 この1年のコロナ禍という特殊な事情があつての皆さんの御意見だと思ふんですけれども、コロナも大分落ち着いてきて、多分、いろいろと医療費等も来年度春から変わってくると思ふんです。そこを見据えると今と同じような税率にはならないのかと。そこを見据えてのこの改定なのかというところは大事ですよ。現状でのこの改定だと、後期高齢者の支援分が増えていて、特に高齢者とか収入の低い方の負担がかなり増えるのではないかと。

数字としては、今年度は致し方ないかと思ふんですけれども、今後この高齢者の負担増にならないような対策を取っていただければと。

○岩田会長 諮問内容については、容認をするという認定でよろしいですか。

○大井委員 容認で。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、山田委員、よろしく申し上げます。

○山田委員 山田です。

法定外繰入金をゼロにする目的でこの会議に私参加していたというふうに思ふんですけれども、今回コロナ禍ということもあり、ゼロにはしない。急激な伸びを半分程度に抑えて諮問のほうが出ているということなので、私としましては、他の保険者、協会けんぽとか組合のほうとの負担の公平性を考えると、ちょっと致し方ないのかというふうに考えております。

私どもは薬剤師なので、医療費を減らすという方向で例えばジェネリックの促進だとか残薬を減らして、なるべく医療費を減らして、来年度以降もちょっと負担のほうを何とか減らしていけるような形で仕事をしていきたいと思ふので、今回は、本当に申し訳ないんですが、致し方ないかということで、私の意見とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、小林委員、申し上げます。

○小林委員 今回こういった算定の諮問が出たわけでございますが、やはり物価高というものの中での値上げというのは、市民の皆様にとっても負担が考えられる。値段が上がるとなかなか言いにくいところもあるんですけれども、やはり皆さんに御理解、例えば、激変の緩和措置をしているんだ、令和5年までに全部終わらせる予定だったんだけど、それを

もうそう言った理由で残したんだよ、ということ、市民の皆様お一人お一人に丁寧にやっぱり御理解をいただく。こういう理由があるんで、協会けんぽの方もいらっしゃるんだ、御負担している方はこういう割合なんだと丁寧に御理解をいただいて進んでいかなければ。

もちろん値段が上がるということは、その言葉単体だとすごくセンセーショナルに取られてしまいますが、やはり税制の問題、国・都の問題、また、八王子市の市民の皆さんの税金を繰り入れているということの御理解を、やはり行政の側もしっかりと説明をして市民の皆様へ御理解をいただく。単純に上がっているというだけの話ではなくて、一方で負担している方がいらっしゃるということ、御理解いただきながら実行していただきたい。

だから、そういった意味で激変緩和をしている市の取組に対しては、私も評価をする部分もございまして、市民の皆さんにさらなる御理解を得ていただいて、この令和4年度の本算定の、本来であれば1万円近くこの数字だけ見るとパーセンテージに落としているということ、もう少し御理解いただけるような形で、そして、これ令和5年だけで終わりではないんです。6年、7年と度続きますので、そういった先に向けて持続可能となるように地方自治体として努力していただきたい。

今回は、この諮問には、賛成という形でよろしく申し上げます。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、美濃部委員、お願いします。

○美濃部委員 国民皆保険、この制度がいかによろしいかということは、世界的にも高い評価を受けているところでございます。そして、この国民皆保険制度、これは、しっかり存続をさせていかなければならないわけでございます。

そしてこの今、これが危うくなっているという原因が、大きく2つ挙げられておまして、高齢化の進展による医療費が急激に増加したこと。また、この健康保険制度を支えている現役世代の方の負担が、限界に近づいているというこの2つが、挙げられているわけでございます。

そのような中で本市としては、収納率の向上とか、また、医療費の適正化、これには本当にしっかり取り組んでいただいております。高く評価させていただいているところでもございます。ですので、先ほどから何人かの委員が話しされましたけれども、この国民皆保険制度のよさよさといいますか仕組みというようなことも、市民の皆様によく御理解をいただくこと。また、市としてもこんなに努力をしているんだということ。これが、市民の皆様に分かっていただけるような、この周知の御努力です。これをしっかりお願いしたいと



思います。

そのうえで、医療費の削減に向けましては、重複多剤投与の改善、これは先ほど山田委員もおっしゃいました薬剤師会の皆様に御協力をいただかなければいけないこととございます。また、生活習慣病の重症化予防、こういったことも大きな負担になってくるわけとございますので、今、本市は頑張っていらいやいますけれども、さらに力を入れていただいて、こういった生活習慣病を重症化しないような対策、これもしっかりと取り入れていただき、また、国や東京都の補助体制の強化もさらに強く強く訴えていただいて、保険料の値上げというのは、誰もが望まないものでございますけれども、公平性の観点、また、全国的に見た法定外繰入金のある方の観点から、私も賛成の意見とさせていただきます。

以上でございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 佐々木です。

私も案のほうに対しては、賛成とさせていただきます。

都からの算定額が相当に大きかったということで、そこをそのまま適用すると非常に大きな保険料になってしまう、アップになってしまうということで、法定外繰入れ、本当はゼロにすべきだったところをもう1年、場合によってはもう2年になるんでしょうか、継続するという御判断があったということで、被用者保険としてはこの部分は、市民として市税で払っている中から使われるということで二重で払うということになりますから、ゼロにならなかったのは非常に残念なところではありますが、これは公平性を重視したということで御説明いただいたので、納得させていただきます。主にバランスを取ってやむを得ない中から選択された数値だろうというふうに判断しますので、本当やむを得ないところだと感じました。

今後は3点、健康寿命の延伸、医療費の適正化、それから収納率の向上、この3点に注力していきますというようなお話があったと思いますが、健康寿命の延伸ですとか医療費の適正化、こちらについては、私ども被用者保険も全く同じ必要性を感じておりまして、注力していくところです。

特に健康寿命の延伸に関しては、被用者保険の中でも健康寿命の延伸が進めば、結果的に退職後、国保に加入されたりする方がほとんどだと思いますので、国保のほうの将来的な医療費等の削減にもつながるということで、重症化予防を特に注力したいと私どもは思っ

いるんですが、重症になってしまうと自分も大変だし、働けなくなることで税金も下がってしまうと、収納も下がってしまう。いろいろなところで誰も幸せにならないというのがあるので、ぜひそういった重症化予防を含めて健康寿命の延伸については、国保、市としても注力して行って、みんながハッピーになれるような施策を進めていただきたいと思います。

私のほうの意見は、以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員は先ほど御表明いただきましたので、最後に石井副会長、お願いします。

石井副会長。

○石井副会長 6年連続の大幅値上げになる諮問案に強く反対いたします。

3年余り続いているコロナ禍に加えて電気代や食料品など全面的な物価高の下で、多くの市民の家計は苦しさを増しています。さらに今年後半からは、私どもは当事者の皆さんと強く導入に反対していますが、消費税のインボイス方式導入も予定されていて、自営業やフリーランスの方など多くの国保加入世帯の消費税負担が激増しかねない、こういう状況にあります。

これまでの5年連続値上げの結果、八王子の国保税は、均等割で5年前の33%も増えています。多摩26市で1番高くなり、所得割も26市で2番目の高さになりました。多摩26市の多くの市が、コロナ禍で値上げを見送るなど国保税を激変させないよう配慮を行う中、東大和市と本市だけが、毎年大きく値上げを続けてきたことが、本当に残念です。市の改定の考え方として、被保険者以外の方との負担の公平性を考慮しつつも激変の緩和を要するとありますが、モデル世帯で9%を超える値上げになっているケースもある諮問案は、激変を緩和しているとはとても言えないと思います。

また、これまでの5年間で3割も国保税を上げてきたことも激変というほかなく、そこに今回の値上げが加わることの重みは、非常に大きいものです。40代の夫婦と子供2人で1人の給与収入400万円のモデル世帯の国保税は、49万5,400円から53万8,100円に増え、所得に対する国保税の負担は、17.9%から19.5%と所得の2割に迫っています。同じ条件の協会けんぽの保険料の2倍をはるかに超える税額であり、被保険者以外の方との負担の公平性というのであれば、同じ収入の被保険者の保険料、保険税が、協会けんぽなどと2倍以上も違うことこそ問題です。

国保税が収入に対して重過ぎるという認識は広く共有され、全国知事会や市長会なども国に公費投入の拡大を求める要望などを繰り返しています。本市も昨年末12月9日の東京都市長会、東京都町村会の緊急要望で、国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるよう負担を被保険者に転嫁することを防ぐため、国に財政支援を求めていくこと。また、国民健康保険財政の責任主体として東京都独自に必要な財政措置を講じることを強く要望しています。この要望を、ぜひ他の自治体と力を合わせて実現していただきたいと思います。

国保加入世帯は3割ほどで決して少数ではありませんし、退職して年金生活を送られる方など大多数の市民が、1度は加入する保険です。国や東京都に財政支援を強く求めている本市として、公費の投入を続けて国保加入者の負担を拡大させないように努力すべきです。国がやらない中で市がどうするか、こういう判断になりますが、多摩の他の市と同様にやはり市で独自の努力で国保税値上げをさせない、こういう努力をぜひしていただきたいと思います。特にこれだけの物価高の中ですから、今回値上げをしない判断をぜひしていただきたいと思います。

そのことを訴えて、反対の意見とします。

○岩田会長 ありがとうございます。

では、最後に事前にお預かりをしております書面分の意見表明について、事務局より読み上げをお願いいたします。

○溝呂木庶務担当主査 太田委員からの意見表明。

参考資料3から1人当たりの医療費を1人当たりの保険料で割ると、国保は大体4で協会けんぽ、組合健保は1.2から1.6になり、事業主負担分を入れたらさらに低い値である。そのうえ国保などへ補助もしており、来年度の保険料は、値上がりすると言われている。八王子国保の保険税を増額する理由はあっても、減額する理由、根拠はない。医療費などの支出が多いのだから、負担するのは仕方がないと思われる。

低所得の人は何も優遇がないわけではなく、いろいろあります。ひとり親では、医療費の減額や児童扶養手当など。高齢者であれば、特定健診やインフルエンザなどのワクチンなど。保険料を増額しないというのなら、不足分はどう補うのか。都や国に補ってもらおうというのは、おかしい。みんな税金である。どこの支出をカットするのでしょうか。

以上です。

次に、氷見委員からの意見表明です。

賛成です。

検診により血糖値の高い受診者に保健センターの衛生士の力を借りるのはどうでしょうか。衛生士から歯周病と糖尿病との関係や口腔衛生の重要性を説明して、歯科への受診を促すのです。特定保健指導の中に歯科衛生士も参加することを要望します。

以上です。

○岩田会長 それでは、皆様のこれまでの御意見を集約し、本協議会の答申案を取りまとめさせていただきたいと思います。

これまで皆様から御意見をいただきまして、賛成または反対それぞれのお立場での御発言をいただいたところでございますけれども、行政も含めまして、また、本協議会に御参集いただきました皆様方お一人お一人が、賛成を表明された方でも、やはりもろ手を挙げて賛成をする方は、どなたもないような状況でもございます。この物価高、資源高が叫ばれている中で本当に心苦しいということは、ここにいる場にいる方々みんなの共通なところではあるかと思えます。

ちょっと話はそれてしまいますけれども、実は今、八王子市議会でも、来年度の予算審議をしている最中でございます。その中で、私どもも初めて行政のほうから示された今後の財政状況のシミュレーションを見る限りにおきましても、現在高で八王子市として基金が300億円以上あるのが今の実情ですが、このままの運営を行っていく限りにあっては、2030年にはこの基金が枯渇をするようなシミュレーション結果も出ている状況でもございます。

その中にあっては、この生活苦が叫ばれる時代ですけれども、やはりそれぞれのお立場で応分の負担をしていただきながら、また、行政としては、しっかりと今後も健康寿命の延伸に資する施策展開であったり、先ほどお話もありました重症化予防、また、ジェネリック医薬品のさらなる推進も、薬剤師さんのお立場もお借りしながら、また、お力添えいただきながら、全ての力を集結してこの国民健康保険を今後どのようにしていくのかということは、この保険税率だけの議論ではなくて、やはり少子高齢化の流れの中でこの国民皆保険制度を維持していくうえでは、やはり持続可能なものとなるようしっかりと引き続き東京都、また国にも、さらに市長会等々を通じて積極的な対応をさせていただいていかなければ、まずはいけないのかというふうに思っております。

これまで5年、6年にわたって赤字解消に向けて様々お忙しい中皆様お集まりをいただいて議論を重ねさせていただいたところでもありますけれども、結果だけを見ると、残念ながら令和5年度をもって赤字解消の実現ということは、不可能な結果が見えておりますけ

れども、これは、今回の本算定の結果を受けると、ある程度は引き続き激変緩和措置を継続しながら、国民健康保険に御加入をいただいている方々の御負担も、多少なりとも軽減をするためには、今回の諮問につきましては、値上げをするものの約9億近い税金からの一部補填というものは、致し方がないのかと思っております。

これまでの意見を取りまとめますと、先ほどもお話をさせていただいたように、引き続き東京都、また、国にも意見をしっかりと訴えてもらう。また、併せてこれまでも進めておりました取組を、一層加速させていただくということの一つの条件として付したうえで、このたびの諮問内容につきましては、妥当なものだと判断をせざるを得ないというような考えを持っておりますので、諮問事項につきましては、本協議会として妥当なものと認める内容で答申を出したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○岩田会長 それでは、御異議なしと認め、答申といたします。

なお、具体的な答申文につきましては、今後正副会長に一任をさせていただくということで、こちらにつきましても御了解願いたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、進行させていただきます。

（2）令和5年度（2023年度）国民健康保険税課税限度額等について

（3）傷病手当金等について

○岩田会長 次に、議題2であります令和5年度国民健康保険税課税限度額等についてと議題3の傷病手当金等について、この2点を続けて事務局から説明を願います。

保険年金課長。

○横溝保険年金課長 それでは、資料2を御覧ください。

総務省から令和5年度の与党税制改正大綱のうち地方税関係が公表されました。令和5年3月31日までに地方税法施行令で定める金額が改正された場合に、八王子市におきましても同令にのっとり以下のとおり令和5年度から同様の措置を講じる予定になります。

まず、1でございますけれども、課税限度額の改定になりますが、ここでは後期高齢者支援金等分が、2万円改定されます。区分の合計では、102万円が104万円になります。

2では、減額対象所得基準の改定になります。これは、減額対象となる世帯の割合が縮小

しないよう経済動向などを踏まえて引き上げるものでございます。5割、2割軽減において改定が行われます。

こちらにつきましては、平成30年1月30日の国保運営協議会、国民健康保険税についての答申により課税限度額の改定については、法改正がされた場合は直ちに改定を行うことが妥当であるとの答申を受けていることから、市議会において専決処分という形で進めることとなります。

続きまして、資料の3でございます。

傷病手当金等について3点の改正について表記しております。

新型コロナウイルス感染症の影響で導入されました傷病手当金につきましては、支給対象期間が延長されたこと。出産育児一時金につきましては、支給額が改定されることを説明しております。また、3といたしまして、産前産後の国保税が免除される改正も予定されております。

この件につきましては、詳細が分かり次第、本運営協議会において新たに御説明をさせていただく予定でございます。

私からは、以上です。

○岩田会長 事務局からの説明は終わりました。

ただいまの説明について御質問等がございましたら、発言を願います。御質問はございませんか。

#### (4) その他

○岩田会長 それでは、質問がなければ次に、議題3のその他に入ります。

何か意見等がございますでしょうか。それでは、御発言もないようですので、進行させていただきます。

以上で本日の議題は、終了いたしました。

ここで会議録署名委員を指名させていただきます。署名委員は、議席番号順に指名をさせていただきます。本日の署名委員は、2番、中條委員にお願いをしたいと思います。後日、会議録への署名をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上で本日の議題は、全て終了いたしました。

皆様の御協力のおかげで、議事がスムーズに進行しましたことを、結びになりますが、感謝申し上げます。

それでは、事務局へお返しをさせていただきます。

### 3. 閉会

○横溝保険年金課長 では、これもちまして本日の運営協議会を終了いたします。

本日は、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございました。

[午後2時52分散会]